

別表

(平成26年3月19日現在)

医療法人の附帯事業の一覧表
医療法第42条第1項第1号～5号

内 容	事業所名等	区 分	備 考
看護師・理学療法士・作業療法士・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、その他医療関係者の養成所の経営	看護学校等	1号	別途各法等に基づく指定等が必要であり、認可時に確認を要する。
医学又は歯学に関する研究所の設置		2号	医療法人の目的の範囲を逸脱するものでないこと。
法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設	巡回診療所、医師、歯科医師が常時勤務していない診療所等	3号	健診等、病院・診療所の行う巡回診療については、本来事業として、定款の変更を要しない。
疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設	疾病予防運動施設	4号	設備等の基準は告示で規定。 ・診療所が付置されること。（この場合、法12条による管理免除、2カ所管理の許可は原則与えないこと。病院、診療所と同一敷地内又は隣接した敷地に設置する場合には当該病院等が適切な医学的管理を行うことにより新規に診療所を設置しなくても良い。） ・名称は診療所と紛らわしくないよう別のものを用いること。
疾病予防のために温泉を利用させる施設	疾病予防温泉利用施設	5号	設備等の基準は告示で規定。 ・温泉＝温泉法第2条第1項に規定するもの。 ・施設と提携する医療機関は、施設利用者の健康状態、救急時等の医学的処置を行えることのできる体制にしなければならない。

医療法第42条第1項第6号

・保健衛生に関する業務

保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の 、 に記載される業務であること。

・直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

事業名等	区分(6号)	備 考	
薬局	保健	薬事法に規定するものに限る。	
施術所	保健	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するものに限る。	
衛生検査所	保健	臨床検査技師等に関する法律に規定するものに限る	
介護福祉士養成施設	保健	社会福祉士、介護福祉士法に規定するものに限る。	
介護職員養成研修事業	保健	地方公共団体から指定を受けて実施するものに限る。	
難病患者等居宅生活支援事業	保健	地方公共団体から委託を受けて実施するものに限る。	
病児・病後児保育事業	保健	地方公共団体から委託又は補助を受けて実施するものに限る。 児童福祉法による認可の有無を問わない。（いわゆる院内保育所でも可）	
介護保険法に規定する介護保険事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービスと一体としてなされる有償移送行為	一般旅客自動車運送事業（道路運送法第4条第1項）	保健	当該法人が設置する介護保険事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所と連続又は一体的になされるものに限る。（一般的な福祉タクシーは不可） 別途所管陸運局の許可を要する。
	特定旅客自動車運送事業（道路運送法第43条第1項）	保健	
	自家用有償旅客運送等（道路運送法第78条第3号又は第79条）	保健	
助産所	保健	法2条に規定するものに限る。	
歯科技工所	保健	歯科技工士法に規定するものに限る。	
福祉用具専門相談員指定講習	保健	介護保険法施行規則に規定するものに限る。	
適合高齢者専用賃貸住宅	保健	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令附則第3条の規定によりお役前の例によることとされている改正省令による改正前の介護保険法施行規則第15条第3号に規定するもの	
サービス付き高齢者向け住宅	保健	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するもの（ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。） 平成24年改正前の法律により登録されているもので、改正後の法規定により登録の効力が失われた場合であっても、右記の条件を満たしているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができる。	
特定労働者派遣事業 一般労働者派遣事業は実施不可	医師等医療従事者の業務で以下の場合 (ア)総介定派遣 (イ)産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務 (ウ)病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等）で行われるもの	保健	特定労働者派遣事業の届出が必要 (オ)の場合、介護老人保健施設のみを運営する医療法人は実施不可
	医師の業務で以下の場合 (エ)派遣労働者の就業場所がへき地にある場合 (オ)派遣労働者の就業場所がへき地以外で、医療対策協議会が定めた場所にある場合	保健	
日中一時支援事業	保健	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施するもの	
障害者就業・生活支援センター	保健	障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定するもの	
健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業	保健	介護保険に係る訪問看護は「医療法第42条第1項第6号（保健事業の内介護保険事業にかかるもの）」の該当欄を参照のこと。	
学校等における障害のある児童等に対し看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業	保健	対象施設：学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下、「認可外保育施設」という。）。	
認可外保育施設のうち、地方公共団体が定めた基準に適合するものにその運営を委託し、又はその運営に要する費用の補助を行う事業	保健	認可外保育施設（児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。）であつて、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。	
医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要認める患者であつて、当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うもの、	保健	例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。	

国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。

	海外における医療施設の運営に関する業務		保健 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とする。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の範囲内とする。具体的な運用に当たっては、「医療職人の国際展開に関する業務について」（平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知）を参照。
--	---------------------	--	---

医療法第42条第1項第6号(保健事業の内介護保険事業にかかるもの。)

介護保険法に基づく各事業の位置付け

「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法の区分	介護保険法	定款附帯事業()書に記載する事業項目	区分(6号)	備 考	
社会福祉事業以外	居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	本来業務とは、病院・診療所・介護老人保健施設の事業として行う場合をいう。(病院等で介護保険の事業所として指定を受ける場合に限る。) 病院等の施設を利用する場合でも、別途、 デイケアセンター として病院等とは別に事業所指定を受け場合は、別途附帯業務として定款への規定を要する。	
		訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	本来		
		訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)			保健
		訪問リハビリテーション	本来		
		居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)			本来
		居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	保健		
		通所リハビリテーション			本来
		短期入所療養介護	保健		
		特定施設入居者生活介護(注)			保健
		福祉用具貸与	保健		
	特定福祉用具販売	保健			
	居宅介護支援事業		保健		
	介護予防サービス事業		介護予防訪問入浴介護	保健	1. 介護予防事業について、既に定款に規定している事業所において、合わせて予防事業を実施する場合は改めて定款変更することを要しないものとする。 例：既存の訪問看護ステーションにおいて、介護予防訪問看護事業を行う場合 = 予防事業実施に伴う定款変更を要しない。
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	本来	
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		
			介護予防訪問リハビリテーション	本来	
			介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		
			介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			介護予防通所リハビリテーション		
			介護予防短期入所療養介護	保健	
			介護予防特定施設入居者生活介護(注)		
			介護予防福祉用具貸与	保健	
	特定介護予防福祉用具販売	保健			
	介護予防支援事業		保健	地域包括支援センターの業務として行われている。	
	地域密着型サービス事業		地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	地域支援事業(注)		介護予防事業	保健	2. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可(委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。) また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例：市の委託を受けて行う事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) 3. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			包括的支援事業		
総合相談支援事業					
権利擁護事業					
介護予防・日常生活支援総合事業			包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		
			予防サービス事業		
			生活支援サービス事業		
ケアマネジメント事業					
任意事業					
保健福祉事業(注)		保健	2、3と同じ扱い		
施設サービス		介護保健施設サービス	本来	介護老人保健施設	
		介護療養施設サービス		介護保険の指定を受けた病院・診療所の療養病床	
指定市町村事務受託法人の受託事務			保健	4. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること。(例：(市)の委託を受けて行う事務)	
指定都道府県事務受託法人の受託事務			保健	5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定居宅介護支援事業者等の業務に付随するものとする。	

医療法第42条第1項第7号
 (社会福祉法に基づく社会福祉事業の医療法人附帯業務での位置付け別での整理)

・「医療法人」欄の説明「…」は全医療法人が対象、「…」は社会医療法人のみが対象
 ・「区分」欄の説明「…」は本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考		
				定款附帯事業()書きに記載する事業項目					
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設							
		更正施設							
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設				告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。		
		生計困難者に対する助葬				告示			
	児童福祉法	乳児院					告示		
		母子生活支援施設					告示		
		児童養護施設					告示		
		障害児入所施設					告示	6. 児童福祉法上の指定を受けること。 7. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
		情緒障害児短期治療施設					告示		
	老人福祉法	児童自立支援施設					告示		
		養護老人ホーム							
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス					
		軽費老人ホーム(注)					告示	(注) ケアハウスのみ可	
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設					告示	
		売春防止法	婦人保護施設					告示	
			授産施設					告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業					告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業	
第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与					告示		
		生計困難者に対する生活相談					告示		
	児童福祉法	障害児通所支援事業						告示	
		障害児相談支援事業						告示	
		児童自立生活援助事業						告示	
		放課後児童健全育成事業						告示	
		子育て短期支援事業						告示	児童福祉法施行規則で定められた施設のうち、当該医療法人の附帯業務として認められている施設で行う場合に限る。
		乳児家庭全戸訪問事業						告示	
		養育支援訪問事業						告示	
		地域子育て支援拠点事業						告示	
		一時預かり事業						告示	
		小規模住居型児童養育事業						告示	
		助産施設						告示	
		保育所						告示	認可保育所に限る。
		児童厚生施設						告示	
	児童家庭支援センター						告示		
	児童の福祉増進相談事業						告示		
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業						告示	
		寡婦日常生活支援事業						告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
母子福祉施設							告示		

医療法第42条第1項第7号
 (社会福祉法に基づく社会福祉事業の医療法人附帯業務での位置付け別での整理)

・「医療法人」欄の説明……」は全医療法人が対象、「」は社会医療法人のみが対象
 ・「区分」欄の説明……「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考	
				定款附帯事業()書きに記載する事業項目				
老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護			告示	8. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 9. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合 (別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。) 10. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定(委託)手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護			告示		
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			告示		
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護					告示
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護					告示
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護					
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護					
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護					
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護					告示
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護					告示
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護					告示
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護					
	複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)					告示
	老人デイサービスセンター							告示
	老人短期入所施設							告示
老人福祉センター						告示		
老人介護支援センター						告示		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく(個別事業「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・児童デイサービス・短期入所・重度障害者包括支援・共同生活介護(ケアホーム)・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助(グループホーム)				告示	11. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は 7参照	
		一般相談支援事業				告示	12. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は 7参照	
		特定相談支援事業				告示		
		移動支援事業				告示		
		地域活動支援センター				告示		
		福祉ホーム				告示		
身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業				告示		
		手話通訳事業				告示		
		介助犬訓練事業				告示		
		聴導犬訓練事業				告示		
		身体障害者福祉センター				告示		
		補装具製作施設				告示		
		盲導犬訓練施設				告示		
		視聴覚障害者情報提供施設				告示		
		身体障害者の更生相談事業				告示		
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業				告示			
生活困窮者に対する支援	生活困窮者に対する支援	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付				告示		
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等				告示		
		生計困難者のための無料・低額診療				本来		
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設				本来	介護保険法上の介護老人保健施設	
		隣保事業				告示		
		福祉サービス利用援助事業				告示		
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成				告示			

医療法第42条第1項第8号

根拠法	事業名、施設名等	医療法人	区 分	備 考
老人福祉法	有料老人ホーム		8号	老人福祉法に規定するものに限る。 有料老人ホームの設置は届出であるが、事前協議が必要なことから、認可申請があれば、所管部局に確認する必要がある。

医療法人の附帯業務についての留意事項

- ・ 医療法人として、附帯業務を委託すること、本来業務を行わず、附帯業務のみ行うことは法人運営として不適切であること。
- ・ 社会医療法人については、附帯業務として行えるもの以外に告示で定める収益事業について、定款に明記した上で行えるものである。（特定及び一般の医療法人は収益事業不可。）
- ・ 病院等の業務の一部として行うもの（院内の売店・外来用の有料駐車場等）については、附随業務として収益を伴うものであっても医療法人として行えるものであること。
- ・ 役員への金銭の貸与は、附帯業務ではなく、職員の福利厚生として法人内部の規定に基づき行われるものでなければ行えないものであること。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学（医学部）等で学ばせることは、医療関係者の養成とはならないこと。同様に看護学生等に、修学後の勤務を条件に学費を貸与するものについても附帯業務及び附随業務とはならないものである。
- ・ 法人所有の遊休施設（建物・土地等）を貸借する行為は、収益を伴わないものであっても法人の業務として認められていないこと。看護師寮、医師住宅等については、職員の福利厚生として内部規定に基づき行われるものは附随業務として行えるものであること。

定款への記載方法について

1 本来業務の取扱い及び共通の留意事項

- ・ 医療法人が附帯業務を行う場合、これを定款に規定する必要があるが、医療施設としての本来業務に含まれるもの（介護保険事業のうち、訪問看護（訪問看護ステーションを除く）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く）、通所リハビリテーション、短期入所療養介護など）については、病院・診療所・介護老人保健施設で事業所指定を受けるかぎり、本来業務として、定款変更を要しないので留意する。
なお、本来業務であっても病院・診療所・介護老人保健施設以外の名称で指定を受ける場合や、病院・診療所・介護老人保健施設の名称で指定を受ける場合であっても当該事業が本来業務に含まれない場合（例：居宅介護支援事業等）については、別途附帯業務として規定する必要があるので留意すること。
- ・ 附帯事業所によっては、設置にあたり、附帯事業所管課との事前協議を要するものがあることから、当該事前協議が完了しているか確認すること。（例：有料老人ホーム）
- ・ 市町からの委託を条件とする事業については、市町との委託契約書又は内定通知等により、委託を確実に受けられるものかを確認すること。（例：地域支援事業（地域包括支援センター）等）
- ・ 疾病予防運動施設・疾病予防温泉施設については、「医療法第42条第1項第4号及び第5号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に関する基準」（平成4年7月1厚生省告示186号）で基準が定められているので、当該基準に合致するものかどうか確認すること。

2 定款への規定方法について

事業所単位で附帯業務を規定するものとし、事業所名のみで当該事業所の内容が明確なものは事業所名のみ記載とする。

【介護保険事業所の例】

例： 居宅介護支援事業所の経営 訪問看護ステーションの経営

上記以外については、事業所名の後ろに（ ）書きで当該実施事業名を記載するものとする。

例：デイサービスセンター（通所介護事業、訪問介護事業）の経営

事業名の記載にあたって、合わせて予防事業を行う場合（例：通所介護事業と介護予防通所介護）には介護予防事業については記載を要しないものとする。

・なお、指定の際に介護予防事業を行わないとして指定を受けた場合は、事業名の後ろに（介護予防事業を除く。）と附記するものとする。

例：デイサービスセンター（通所介護事業、訪問介護事業（介護予防事業を除く。）

【介護保険事業と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の事業を合わせて行う場合】

例： 訪問介護ステーション（訪問介護・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護事業）の経営

1事業所で複数の事業（介護保険の複数事業または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業等）を行う場合があるので確認すること。この場合についても事業所名の後ろに（ ）書きで実施事業名を記載すること。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業を行う場合】

例： 荘（共同生活援助事業）の経営

- ・ 介護保険事業と同様に、事業所の名称の後ろに（ ）書で個別の事業名を記載する。
- ・ 市町からの委託を条件とする事業についても、介護保険事業と同様に委託市町名を明記して記載する。

【介護保険事業と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の事業を合わせて行う場合】

例： 訪問介護ステーション（訪問介護・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護事業）の経営

1事業所で複数の事業（介護保険の複数事業または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業等）を行う場合があるので確認すること。この場合についても事業所名の後ろに（ ）書きで実施事業名を記載すること。